

聖ヨハネ会日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価について

1 地方公共団体が設置する協議会等への**報告・評価**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第213条の10の通り、日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、協議会等に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を**報告**し、当該事業状況等について当該協議会等による**評価**を受けるとともに、当該協議会等から必要な**要望、助言等**を聴く機会を設けなければならないとされている。

2 聖ヨハネ会について

- (1) 平成31年2月12日開催の小金井市地域自立支援協議会にて、聖ヨハネ会より依頼のあった日中サービス支援型共同生活援助の開設について、協議を行った。小金井市地域自立支援協議会の意見としては、以下の通りであった。

ア 事業所の収益にはあまり結びつかないという話も聞くところだが、協議会としては施設が実現できれば、地域にとっての財産になると思う。

イ 建設については全員一致で賛成ということで確認した。

上記の自立支援協議会での**評価**を受け、聖ヨハネ会は、小金井市在住の障がいのある方の重度・高齢化や親亡き後を見据えたサービス提供の場としてのグループホーム計画を進めることとした。

- (2) 令和3年3月1日（指定日）に緑町聖ヨハネケアービレッジは開設されたため、令和4年2月末までに小金井市地域自立支援協議会で活動報告をし、協議会の**評価**を受けるとともに、当該協議会等から必要な**要望、助言等**を聴く機会を設けなければならない。

令和3年11月の全体会にて、**報告・評価・要望・助言等**を行うこととする。

3 小金井市の評価の視点

- (1) 運営体制

運営方針、運営体制、相談支援体制、職員配置、短期入所の対応

- (2) 実践内容

日中活動内容、医療的ケアへの対応、社会参加の取り組み

- (3) 社会参加

地域との関係構築、住民説明、地域の障害児・者への緊急対応